

全国卸売酒販組合中央会
会長 國分 晃 殿

国税庁課税部酒税課長

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について（要請）

平素より、酒類行政及び税務行政について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法第 4 号)により酒税法が改正され、令和 5 年 10 月に引き続き、令和 8 年 10 月 1 日に酒税の増減税が実施されます。

国税庁においては、酒類業者の皆様に対し、令和 5 年 6 月に酒税増減税相当額の適正な転嫁等について、令和 7 年 11 月には原料米をはじめとする原材料費等の適正な転嫁等について、それぞれお願いしてきたところですが、今般、改めて下記事項について、傘下の事業者の皆様にも周知いただき、酒税の適正な転嫁及び公正な取引の確保等が図られるよう御協力をお願いいたします。

なお、引き続き国税庁としては、酒類業界における価格転嫁の状況を注視するとともに、酒類の取引状況等実態調査を的確に実施し、同調査により問題のある取引が認められた場合には、「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」という。）に基づく指示、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）に基づく指導等を通じて、厳正に対処してまいります。

記

- 1 酒税の税率引上げ又は引下げ相当額については、酒税が最終的に消費者負担を予定している税であることを踏まえ、酒類の販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正かつ合理的に転嫁されるべきであること。

なお、酒税増減税相当額の転嫁に伴う価格改定に際し、近年の原材料費、物流費等の各種コストの上昇分に係る価格転嫁が妨げられるものではないことに留意すること。

- 2 酒類の価格改定に当たっては、基準及び指針を踏まえた合理的な価格設定を行うとともに、優越的地位の濫用などの独占禁止法の規定に抵触することのないよう十分配慮すること。

特に、価格改定に際しての取引条件の決定については、コスト上昇分の価格転嫁も含め、売り手と買い手の間であらかじめ十分な協議を行うことが重要であること。

以上